

豊田市建設業者高度安全機械等導入促進補助金

豊田市内で建設業に属する事業を営む中小企業・個人事業主が新たに高度安全機械及び遠隔操作式機械を導入する場合に、その費用の一部を補助します。

指定申請受付期限
令和8年9月30日(水)

対象設備

- ①高度安全機械
車両系建設機械のうち、デジタル技術を活用した高度な安全装置を有する建設機械として市が定めるもの
- ②遠隔操作式機械
車両系建設機械のうち、デジタル技術を活用して離れた場所から遠隔操作することができるもの

油圧ショベル、ホイールローダー、締固め用機械の新規導入・更新に活用できます。

近接センサー

監視モニター



【高度安全機械一覧】
(別表第1参照)



対象者

豊田市内に事業所を有する建設業者であって、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たす者

【主な要件】

- ・1年以上市内で事業を営む中小企業又は個人事業主
- ・暴力団等と密接な関係を有しないこと
- ・豊田市税を滞納していないこと

対象事業

先端設備等導入計画の認定・変更認定を受けた、次の①～③に掲げる事業

- ①高度安全機械を新たに購入する事業
- ②遠隔操作式機械を新たに購入する事業
- ③既存の車両系建設機械を遠隔操作式機械に改修する事業

※中古品を購入する場合及びリースの場合は対象外です。

対象経費

- ①高度安全機械を新たに購入する事業
→高度安全機械の本体代
- ②遠隔操作式機械を新たに購入する事業
→遠隔操作システム等の機器代及び遠隔操作式機械の本体代
- ③既存の車両系建設機械を遠隔操作式機械に改修する事業
→遠隔操作システム等の機器代及び改修費

補助金額

- ①高度安全機械を新たに購入する事業
補助率：30%（最大50%） 限度額：500万円
（山村地域：+10% 防災協定締結済み：+10%）
- ②遠隔操作式機械を新たに購入する事業、
- ③既存の車両系建設機械を遠隔操作式機械に改修する事業
補助率：30%（最大50%） 限度額：1,000万円
（山村地域：+10% 防災協定締結済み：+10%）

申請から交付までの基本的な流れ

事業者

市

①指定申請

- ・指定申請受付期限

令和8年9月30日(水)

②審査

- ・1～2か月の審査期間想定

④事業着手・完了

- ・①の指定申請の翌日から事業着手(契約・発注)可能
- ・令和8年12月28日(月)までに指定事業と指定事業に係る全ての支払が完了すること。

③指定決定

⑤交付申請・実績報告

- ・④の事業完了日から30日以内又は令和9年1月29日(金)のいずれか早い期日までに交付申請すること。

⑥審査

- ・1～2か月の審査期間想定

⑧請求

- ・⑦の通知後速やかに

⑦交付決定・補助額確定

⑨支払

【補助金について】



【先端設備等導入計画について】



●申請に当たっては、
補助金交付要綱等を御確認ください。